

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第3号＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月5日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成20年3月5日 水曜日  
開 会 午前10時36分  
散 会 午前11時59分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 審査日程の変更について
- 2 陳情第25号 米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情

---

### 出 席 委 員

委 員 長	親 川 盛 一 君
副 委 員 長	岸 本 恵 光 君
委 員	佐喜真 淳 君
委 員	新 垣 良 俊 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	小 渡 亨 君
委 員	渡嘉敷 喜代子 君
委 員	新 川 秀 清 君
委 員	上 原 章 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	喜 納 昌 春 君

委員 嘉陽宗儀君  
委員 當間盛夫君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 上原 昭君  
教 育 長 仲村 守和君  
警察本部刑事部長 日高 清晴君  
警察本部警務部広報相談課長 池村 松雄君

---

○親川盛一委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、審査日程を変更し、本日、陳情第25号を議題とすること  
について協議を行った結果、審査日程を変更し、本日審査を行うことで  
意見の一致を見た。)

○親川盛一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の  
開催に関する陳情は、休憩中に御協議いたしましたとおり、審査日程を変更し  
て本日の議題とし、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情を議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、教育長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

これより、陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情について審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情につきまして、御説明いたします。

県民大会については、被害者及び御家族の心情や意向にも十分配慮することが、まず第一であり、その上で、広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えております。

日米地位協定の抜本的な見直しについては、機会あるごとに日米両政府等に対し要請しているところであり、引き続き、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等と連携しながら、粘り強く取り組んでいきます。

被害者に対する補償については、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、十分かつ速やかな補償を行うことなどを、米軍を初め日米両政府に対し、強く要請したところであります。

知事公室の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願います。

○親川盛一委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部警務部広報相談課長の説明を求めます。

池村松雄警務部広報相談課長。

○池村松雄警務部広報相談課長 陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情における被害者に対するケアについて御説明いたします。

県警察において、米軍構成員等による事件であるか否かにかかわらず、殺人、傷害、強姦等のように専門的な被害者支援が必要な場合には、捜査員とは別に被害者支援要員を指定して、被害者や御家族に対して病院の手配、受診時の付き添い、事案概要、捜査状況の説明等必要な情報の提供、被害者等の要望等の把握等の支援活動を行っているところであります。

今回の事件につきましては、被害者が女性で、かつ、中学生であったことから、被害者支援要員に女性警察官を指定し、所要の被害者支援活動を行うとともに、早期の段階において、県警察本部及び沖縄警察署からマスメディアに対し、被害者が一日も早く通学できるなどもとの生活に戻れるように、学校及び自宅周辺での取材等の自粛を強く申し入れたところであります。

また、被害者等の精神的被害の回復及び軽減を図る施策として、平成14年から被害者等カウンセラー制度を運用しており、被害者等に対しましては、事件発生後早い段階で同制度を教示し、被害者等の要望があれば精神科医または臨床心理士によるカウンセリングを実施することとしているところであり、今回も同制度について既に教示しております。

被害者支援要員による各種支援活動及び被害者等に対するカウンセリングにつきましては、今後、被害者等からの要望があった場合には、必要と認める期間、支援活動を鋭意実施するなど、被害者等の心情に配慮しつつ、関係機関と連携を図りながら所要の支援に全力を尽くす所存であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○親川盛一委員長** 警務部広報相談課長の説明は終わりました。

これより陳情第25号に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 知事公室長にお聞きします。かかる事件は絶対繰り返してはならないというのが県民世論ですね。二度と、再びという言葉をよく使いますが、文字どおり繰り返さないためには知事が先頭に立って、県民の声を内外に訴えていくということが特に重要だと考えているんです。今出ている要請は、県民大会を開いてほしいということなのですが、その要請に対して本会議でも各議員から、ぜひ知事が先頭に立って頑張ってもらいたいという要望がありました。ここに書いている、広く県内の各界各層の声を聞く必要があるという答弁

ですが、この中身がよくわからないのです。開く条件として何がまだ不十分なのですか。

○上原昭知事公室長 県民大会等については、やはり県内のあらゆる団体を網羅した取り組みが必要という認識で、そういう意味では、市町村等を含めて、あらゆる団体からの声が高まれば必要性も大きくなっていくのではないかといいことで、現在その辺の推移を見守っているところです。

○嘉陽宗儀委員 今の各市町村の声というのであれば、県内すべての市町村議会で抗議決議されていることについては、実態をつかんでいますか。

○上原昭知事公室長 はい、承知しております。

○嘉陽宗儀委員 ではそれ以上にどういうことを求めるのですか。

○上原昭知事公室長 あらゆる団体が県民大会に参加が必要であるという総意が明らかになることが必要だと思います。

○嘉陽宗儀委員 非常に気になるのは、各市町村も意見を表明して、今全国的にもいろいろなところの議会に怒りの声広がっているのです。今あらゆる団体という意味がよくわからない。では、どの程度の団体にまでなれば、皆さん方が勇気を持って取り組めることになるのか、その目安はあるのですか。

○上原昭知事公室長 特に目安があるわけではございませんが、多くの団体ということです。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも多くの人たちが県民大会への意思表示をしてくれと言っていて、今あらゆる団体から多くの団体へとトーンダウンしましたが、その多くの団体は幾つぐらいになればそうなるのですか。目安は。

○上原昭知事公室長 特に数は想定していません。

○嘉陽宗儀委員 では本当のところやる気はあるのですか。

○上原昭知事公室長 先ほどから申し上げますように、県内各界各層の声

を聞いて、その上で判断したいということです。

**○嘉陽宗儀委員** 知事公室長、今の答弁はずっと前から聞いていますからわかります。それを否定するわけでもない。ただ事件が事件だけに、いつまでも引っ張るわけにはいかないでしょう。だから今の状況の中、でやはりこれは知事が先頭に立たないといけないと決意する目安がわかれば、議会は議会の立場で努力するけれども、今の知事公室長の答弁だけでは、どこまで来ればその決意をするのかという中身がわからないから聞いているのですが、どうなんですか。

**○上原昭知事公室長** ですから数について特に目安等を持っているわけではございません。盛り上がりの状況を見守りたいということです。

**○嘉陽宗儀委員** これについてももう一つ別の角度から聞きます。教科書検定の場合は、私は改ざんしている勢力というのは靖国派だと批判してきました。それについては賛成、反対の立場がいろいろあるのでしょうか、意見の違いがあったっていいと思うんです。ただこの件については政治的な問題じゃないんです。陳情している方々を見ただけで、本当に重たいものがある。沖縄県婦人連合会でしょう。子供を産み育てる親の立場から、かわいい子供たちをだれが守るか、悲痛な叫びがあるわけです。どんな団体より一番説得力がある。弱者の立場から声を上げて、県民の皆さんが理解して、超党派で県民大会を持ってくださいという悲痛の叫びですよ。どういう立場の人であろうが、ああいう犯罪を起こしていいという人はいない。本当は議会が先頭に立って県民大会を呼びかけて組織すべきなのに、なかなかうまくいかなかった状況があるから、こういうことになれていない人たちが県民大会を開いてくれと悲痛の叫びをしている。これを知事がどうして受けとめきれないのか不思議ですよ。あの人たちは僕から言えばすべての団体を網羅して、思想信条を超えて、大人が子供を守れと、単なる再発防止じゃない、必死に訴えていますよ。それをすべての団体とか、のんびりしていていつまでも長引かせることはやはり許されないと思うんです。陳情している皆さん方の悲痛の叫びは受けとめられないのですか。

**○上原昭知事公室長** 知事も今回の事件に関しては、最初に県として、知事として、米軍あるいは日米両政府に対して強く遺憾の意をあらわすなど、先頭に立って取り組んできたということは言えると思います。そういう意味では思いを受けとめることについて、知事も議会で答弁しているように同じだと考えております。

○嘉陽宗儀委員 抗議はしましたか。

○上原昭知事公室長 強く遺憾の意をあらわすという表現で抗議しております。

○嘉陽宗儀委員 私は本会議でも聞きましたが、遺憾と抗議は全然違うんですよ。遺憾は申し訳ない程度、全然同義語じゃない。私が何度言っても抗議しない。ということは知事の姿勢には抗議する意思がないんじゃないですか。抗議という言葉は私は明確に使っているんです。遺憾とは抗議じゃない。

○上原昭知事公室長 遺憾の意というのはいろいろな趣旨で使われている言葉だと思いますが、知事が強く遺憾の意をあらわすという意味では、それは抗議の意を含んでいるということで申し上げたということです。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも議会だから、言葉じりじゃなく本質をあらわす文言だから私は気にしているのです。遺憾という言葉は辞書で引いてくださいよ。これを見たら、心残りである、残念なこと、この程度ですよ。残念なことと抗議することは同じですか。

○上原昭知事公室長 遺憾という言葉一つで抗議の意を示しているわけではなく、文章全体の中で抗議の意をあらわしているわけで、確かに日本語の文法的にどうかと言われればちょっとよくわかりませんが、再三申し上げているように遺憾という言葉を使っておりますが、強い抗議の趣旨を含んで使っているということです。

○嘉陽宗儀委員 では抗議という言葉を使うことはやぶさかではありませんね。同じ意味であれば。

○上原昭知事公室長 遺憾であるということで抗議の意思を示しているということです。

○嘉陽宗儀委員 こういう言葉で余り時間割かないですよ。だから遺憾の意というのは申し訳ない程度の意味で、抗議というのは明確に相手のやっていることに対して反対する。全然立場が違うんですよ。しかし皆さん方が使っていると

というのは、あくまで抗議の意味というのであれば、改めて抗議という言葉を使って県意思表示はできますか。

○上原昭知事公室長 知事は文書の中あるいは米軍や米国政府高官の皆様にも、決して許すことはできず強い憤りを覚えると申し上げていまして、それだけで抗議の意は示されているのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これ以上言ってもしょうがありませんので。知事には抗議をする意思がない、抗議という言葉を使う意思がないと理解して質疑を前に進めていいですか。

○上原昭知事公室長 ですから、強い憤りを覚えるということは抗議の趣旨だということで、それを遺憾という言葉であらわしたということです。

○嘉陽宗儀委員 これについては、言葉上の問題から言えば明確に抗議の意思表示にはなっていませんので、指摘だけしておきます。ところで、シーファー駐日米国大使やライト在日米軍司令官は謝罪しましたか。

○上原昭知事公室長 謝罪の意をあらわしていると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 謝罪の意をあらわしているというのはどういう言葉を使っているのですか。

○上原昭知事公室長 シーファー駐日米国大使は、「今回の事件を深刻に受けとめており、本当に遺憾に思っている。今回の事件に関しては、知事並びに沖縄県当局に全面的に協力し、できることはすべてするとお約束したい」と述べており、ライト在日米軍司令官は、「在日米軍すべてを代表して、今回の事件に関して、本当に悲しいことで本当に申し訳なかったと思っている。私たちの権限の中でできることがあれば、将来このような事件が再び起きないよう何でもしたいと思っている」という言葉がありました。

○嘉陽宗儀委員 向こうも遺憾であるという、知事が使っている言葉を使っていますよ。そうすると遺憾の意というのは、皆さん方は抗議の意味もあっていますが、ではアメリカ側が言う遺憾の意というのは謝罪の意味も入っているのですか。

○上原昭知事公室長 申し訳ないとも言っていますので、謝罪の意を強くあらわしていると思います。

○嘉陽宗儀委員 この問題で、NHKがテレビでこの人たちに取材をして、遺憾の意という言葉を使っていたので、記者の方が確認するために、遺憾の意というのは謝罪の意味ですかとインタビューしています。遺憾の意と謝罪は違うと当人たちが言っているのに、どうして代弁して知事公室長はそれを謝罪だと思うのですか。

○上原昭知事公室長 ですから、わざわざ大使が沖縄まで即時に飛んできて、知事に遺憾に思っているというわけですので、普通に考えるとこれは謝罪の意を含んでいると思います。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長の普通であるというのは、遺憾という言葉は、ある場合には謝罪になるし、抗議にもなる。こういう意味ですか。

○上原昭知事公室長 遺憾という言葉は我々もよく使いますが、いろいろな場面においていろいろな趣旨で使われている言葉かなと思っております。

○嘉陽宗儀委員 議会だから、言葉で事が動くわけだから、遺憾というのは非常に明確なんですよ。抗議という言葉も謝罪という言葉も明確で、それを明確にしないで事を済ませようという、今の知事公室長の態度は、県民から言えば納得できない。そういう姿勢だから、陳情している沖縄県婦人連合会を含めて、子供を守ろうと一生懸命頑張っている皆さん方の声にも心を痛めないで対応しないとしているのではないですか。本音はそうなんじゃないですか。謝罪も抗議もさせないという態度だから、訴えも幅広い団体がどうのこうのと言いつけてやろうという気になっていないのではないのですか。

○上原昭知事公室長 今回の事件に対して強い憤りを覚えるのは、私も個人的に同じでして、決してそれを軽視しているということではございません。

○嘉陽宗儀委員 やはり陳情者の皆さんの悲痛の叫びは、議会として十分に受けとめる必要がある。謝罪もさせず抗議もしない、友好連帯の意思をあらわす握手だけしっかりする、こういう姿勢では県民の命や暮らしは守れない。厳し

く批判して終わります。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 知事公室長にお尋ねします。今回の事件の根底には何があるという認識ですか。

○上原昭知事公室長 これまでも事件、事故が起きるたびに、県としても綱紀粛正や再発防止対策等を訴えてきましたが、その中で今回の事件が起きたわけですが、やはり米軍も綱紀粛正を言いながらも綱紀の緩みや教育の不徹底、モラルの低下が背景にあるんじゃないかなと思っておりまして、もっと綱紀粛正等に取り組むことを申し入れておりますし、今後とも強く申し入れていき、具体的な対策についても話し合っただけで求めていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の事件が起こって、すぐ綱紀粛正に向けて追加的教育をやると在日米軍沖縄地域調整官も言いました。ところがその結果、本当に効果はありましたか。今回起こった2月10日以降の事件を幾つか挙げてみてください。

○上原昭知事公室長 住宅侵入や酒酔い運転等4件ほど起きております。

○渡嘉敷喜代子委員 起こっていることに対して知事公室長はどう感じてらっしゃいますか。

○上原昭知事公室長 こういう事件の後綱紀粛正を求めて、しかも反省の日として外出禁止令を出しながらやっている最中にまたこういう事件が起こったということは、教育の問題等綱紀粛正が徹底していないんじゃないかと、そういう意味ではもっともっと米軍としても取り組みを強化すべきだろうと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 もはや綱紀粛正では体をなさないということがはっきりわかったわけですね。そこで県としてどうしていけばいいのかということ強い姿勢で求めていかないといけないと思うんですよ。先ほど討議されているように、遺憾の意ではだめなんです。では県としてどうしていけばいいのかと

いうことを、これから本当に見直していくべきじゃないかと思います。そして日米地位協定についても、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて要請したと言っていますが、18、19日の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で被害者の補償だけを求めてきたのですか。それ以外のことも求めてきたわけでしょう。それに対して日米両政府の感触はどうだったのですか。改めて伺います。

○上原昭知事公室長 日米地位協定の見直しや再発防止策も求めているわけですし、日米両政府とも再発防止策等については真剣に取り組むと。具体的な防止策も政府として打ち出していくということです。

○渡嘉敷喜代子委員 日米地位協定について、真剣に取り組んでいくということとはどういうことですか。内容についてお尋ねします。

○上原昭知事公室長 ちょっと言葉が足りなかったのですが、再発防止策については真剣に取り組んでいくという話で、日米地位協定については見直しをすぐにやるという話は特になかったということです。

○渡嘉敷喜代子委員 運用上見直していくという答弁ではなかったですか。

○上原昭知事公室長 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で要請に行った場合に、日米地位協定についての言及はなかったということです。

○渡嘉敷喜代子委員 私たちも県議会代表として行ったときに、このことにはなるべく触れたくないという思いがあり、それを私たちもひしひしと感じたんです。ということは今回の事件は県警察が犯人を逮捕したということで、犯人引き渡しの問題が出てこなかったということで、なるべくこれを避けようとするのが見え見えでした。そして石破防衛大臣も、何が問題なのかその中身について改善していきたいと言っているんです。これまで県は11項目にわたって抜本の見直しを要求してきました。その中で今回こういう事件が起きたときに、本気で抜本的な見直しを求めていかなければいけないという立場だと思うんですよ。そのことについてどうお思いですか。

○上原昭知事公室長 日米地位協定の抜本の見直しについては、これまでも毎年何度も日米両政府に対し求めてきているところで、今回も沖縄県軍用地転用

促進・基地問題協議会、また今後も渉外関係主要都道県知事連絡協議会等と連携しながら予定しておりますが、やはり抜本的な見直しがない限り、このような事件、事故の防止には効果が弱いという認識は一緒でして、今後とも求めていきたいと考えております。

**○渡嘉敷喜代子委員** 本会議でも今も、知事公室長は矛盾したことを言っていますよ。沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会では抜本的な見直しについては言及しなかったと言っているわけですよ。そうであれば今回の事件が起きたことによって、本当に本気で二度とこういうことは起こってはいけないという、それしかないという立場で県民大会に参加するということはとても大切なことだと思うんですよ。基地の負担軽減についても、これから進めていきたいという認識はありますよね。改めてお伺いします。

**○上原昭知事公室長** 現在、普天間飛行場の移設を早期に実現するよう、政府にいろいろ交渉しているところでして、それから嘉手納飛行場より南の施設の返還についても強く求めているところであります。全体としての基地の整理縮小、そして米軍部隊のグアム等への移転という形で、実質的な負担軽減につながることを求めていくことは、今おっしゃったように知事としての役割、責任だと思っております。

**○渡嘉敷喜代子委員** 嘉手納飛行場より南の基地については整理縮小していくというけれども、実際それによってどれだけの基地が縮小されるのかと本会議でやったときに、1パーセントということでしたよね。今75パーセントあるうち、たったの1パーセント削減されることによって、本当に負担軽減になるのかどうか。そして普天間飛行場を新たに名護市辺野古へ移設するという状況があるわけですね。そうすると今こういう事件、事故が起こっているところは中部地区の基地が集中しているところで起こっているわけです。これが新たに名護市辺野古へ移設したときに、北部地区にもそういう事件、事故が拡大していくということは目に見えているわけです。ですから県として、今何をなすべきかということをしっかり考えていただきたいと思います。子供を産み育てる母親である沖縄県婦人連合会の皆さんが、こういう事件は二度と起こしてほしくないという思いで県に訴えているんですよ。県民大会を開いてもうこういうことはさせてはいけないと。そういう思いが本当に県知事には届いていないのかなと、とても悲しく思います。そして先ほどから話していますように、日米地位協定の抜本的見直しや基地の負担軽減についても、これは共通の認識です。

であれば、なぜ知事は県民大会への参加に腰を引いているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○上原昭知事公室長 県民大会の参加については先ほどから再三述べておりますように、被害者御家族の心情を第一にしながら、県内の各界各層の強い盛り上がりがあれば、その辺の推移を見守りながら県知事としての判断をしていきたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 確かに被害者のプライバシーや思いも守らないといけません。ですが実際に事件は起こっているんです。このことを放置することによって、これからますますこういう事件がふえていくということにもつながるわけですよ。事件を打ち消すわけにはいかないんです。県はもっと本気になって取り組んでいただきたいと思います。最後にお尋ねします。それでもなおかつ大会に参加するという意思がないのかどうか。

○上原昭知事公室長 先ほど申し上げたとおりでございまして、各界各層の意見を見守っていきたく思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 県警察にお尋ねします。被害者の要請がなければケアもできないということでしたが、彼女がそこまで追い込まれたということで、身近に相談できる人がいなかったのかどうか、警察としてはそれ以上のことを立ち入ることはできないが、今回の事件では友達と一緒にだったということで、プライバシーの問題が防げるのかとまず最初に心配しました。その友達を通してマスコミも家や学校をかぎつけて取材したようですが、被害者に対して嫌がらせの電話や家への取材で追い詰められて、告訴取り下げという結果にもなったかと思います。この子に身近に相談する相手がいなかったのかどうか、これは教育庁にもお尋ねしますが、そのあたりお願いします。

○親川盛一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より議題から外れているため、議題に沿った質疑を行うように、また今の質疑はその趣旨にかんがみ答弁は行わないとすることでよいかとの確認があり、委員の了承が得られた。)

○親川盛一委員長 再開いたします。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどから知事公室長は、各界・各層の多くの団体が参加すれば考えると言うけれども、県内の各市町村でも決議されているわけです。ではこれ以上のどういう団体が参加すればいいのか、そのあたりがよく見えてこない。二度とこういうことが起こってはならない、この少女の尊厳を守れなかったという思いがあるなら、知事は先頭に立って大会に参加すべきだと思います。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 ぜひ県民大会については与党も含めて前向きに検討してほしいと思うんです。知事公室長、県内41市町村で抗議決議が可決されましたね。現時点での、県外の可決の数は把握していますか。

○平良宗秀基地対策課長 市町村レベルでは新聞報道でせんだって川崎市などがありました。今県レベルで把握しているのが千葉県、広島県、山口県、鹿児島県と、沖縄県を除いて4つの県議会で意見書が採択されているということです。

○喜納昌春委員 恐らく県外もどんどんふえていくと思います。とりわけ先ほど渡嘉敷委員からもあったのですが、知事公室長、これまでのいきさつがいろいろな格好で出ていますよ。我々が重く受けとめないといけないのは、少女の告訴の取り下げですよ。これは深刻だと思うんです。法廷で言えばセカンドレイプ云々が常に言われていることなんです。それに耐えられないということで、何でケアできなかったのかとあるんだが、その意味を受けとめないといけないんですよ。彼女ができないことを代弁して、知事を含めて我々が怒らないといけないんです。なのに今同じような処理の仕方であるものだから、僕は逆にその分もぶつけないといけないという立場に立っていると思うんです。これはどう思っていますか。告訴取り下げなんて大きな見出しですよ。これこそ遺憾ですよ。そこまでに至った彼女の状況を、我々が受けとめないといけないですよ。与党の皆さんもそうです。彼女のために奔走しないといけないんです。それが県民大会じゃないんですか。知事を含めて参加しないとは言っていないわけだから。フィリピンなんかでも、その後の事件で国民運動が起こっています

よ。ですから我々も、少女限定ではなく女性の人権も含めて、大きくぶつけていこうと言っているわけですから。この前副知事の怒りもあったでしょう。長々と書いてあったさ。本音じゃないの。あれくらいのことを知事もぶつけないといけないよ。与党の皆さんも。ぜひその辺を深刻に受けとめて、新しい時代はどんどん動いているわけだから、超党派の県民大会を成功させないといけないという思いが強いんです。どうですか。

○上原昭知事公室長 事件そのものに対する怒りについては、先ほどから述べていますように同じ認識ですが、県内全市町村議会が意見書あるいは抗議決議を可決したということにつながっていると思います。同時に、県民大会についてはやはり必要性、重要性についてはいろいろと各界各層の意見も聞きながら、判断する必要があるというのが県知事の立場だと思っておりますので、今後ともその辺の推移を見守りながら、判断していきたいということでございます。

○喜納昌春委員 最後に要望ね。まさにこれから真剣な対応ができるかどうか、真価が問われます。また事件、事故が起こるかもしれないが、いずれにしても県民挙げてしっかり国あるいは米国に物を言える土俵をつくる意味でも、県民大会はぜひ成功させないといけないという思いです。ですからぜひ知事も執行部も与党も、彼女の怒りを体現してやっていくという思いで、この問題を進めたいと強く要望申し上げて、私の質疑は終わります。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 知事公室長に質疑してもほとんど同じ答弁ですので、早目に3月23日に参加できる形で知事部局のほうも頑張っていたきたいと思いません。今回の少女は女子中学生ですので、この県民大会への参加について、教育長として何かコメントはありませんか。

○仲村守和教育長 県教育委員会としては、第一に被害者及び御家族の心情や意向を十分配慮していきたいということでして、現在被害生徒のケアを全庁体制でやっているところがございますので、児童生徒には再発防止に向けて安全対策を鋭意努力しているところです。県民大会については県あるいは関係団体の動向を見守りながら、教育委員会として慎重に対処してまいりたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 女子中学生の安全を守れなかったという教育行政の責任も私は重いと思うんですよ。前回教科書検定の際には率先して参加すると、教育長も校長会で校長の皆さんに参加の促しもやったという経緯があるわけですから、今回のことに関しても子供たちをどう守るかというのが知事とはまた別の立場で、教育の長である仲村教育長が、しっかりと県民大会に関しても県民に訴えていく中で参加するという意思表示も重要だと思うんです。歩調は知事部局と同じで、やはり各界各層のものがないと我々も参加しませんという考えでいいのでしょうか。

○**仲村守和教育長** まず第一に、御家族あるいは被害者の心情や意向に配慮していきたいということで、各界各層の推移や動向を見守っていきたいということです。

○**當間盛夫委員** では教育長にも再度確認しますが、教育長が言われる各界各層というのはどういうものなのですか。

○**仲村守和教育長** 関係団体と各市町村あるいは県議会、県を含めて、いろいろな団体を含んでいると考えております。

○**當間盛夫委員** それからするとこの沖縄県婦人連合会は女性の団体で、沖縄県子ども会育成連絡協議会や青年団体等いろいろな形で起きているわけですよ。ほかの各層というのは県議会とかを除くとどのようなものがあるのですか。

○**仲村守和教育長** 関係団体と先ほど申し上げまして、各界各層という表現もしましたが、県民が全体的に大会として動くということが県民大会だと思っております。教育委員会の立場としては、被害者の生徒や御家族の心情を第一義的に考えて判断しなければいけないと思っております。

○**當間盛夫委員** 最後に確認なのですが、被害者、御家族の心情をやると、県民大会は今すぐ賛成するものではないと考えていいですか。

○**仲村守和教育長** それとやはり全県民的な動きと、あるいは県民総体としての動き等も見守っていきたいということです。

○**當間盛夫委員** これは政治や教育委員会の責任もあるというものからすると、遺憾であるということではなくしっかりとした抗議を、県民として持つ部分があると考えておりますので、教育委員会がそういう態度で、決して沖縄県の怒りは伝わらないと思っております。県民大会への参加があれば、教育委員会もしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

○**親川盛一委員長** ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○**金城勉委員** 知事公室長、先ほど嘉陽委員とのやりとりもありましたが、知事も副知事もあれだけ怒りをあらわにしているわけですから、明確に、遺憾というのは抗議の意味だと、満身の怒りを持って抗議すると言い切るべきだと思いますよ。そこであいまいにして、ほかに意図があるかのように誤解させることがあってはいけないと思いますよ。教育長、新聞報道でもありましたが、少女がそっとしておいてほしいと、非常に身につまされるような一言があって、告訴も取り下げということになりましたが、これについては教育長としてどう受けとめていますか。

○**仲村守和教育長** 現在関係機関が連携してケアに努めているところですが、少女のいろいろな心情も複雑にあらうかと思って、非常に痛ましい心情を察しております。

○**親川盛一委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新川秀清委員。

○**新川秀清委員** 私は先ほどから、知事公室長あるいは教育長もそうですが、おっしゃっているように非常に微妙な事件ですし、少女のプライバシーを守るというのも当然のことですよ。そういった中で、団体の総意があればとかいうことを繰り返されていますが、この子供たち、あるいは女性の人権を守る最大の責任は知事にありませんか。その知事が、団体がどうのとか、みんなの総意があればとか言いますが、知事は先頭に立って、この事件を再び起こさせないために、しかも13年前にも起こっている。そういったことを踏まえて、絶対に起こさせないんだと、県民の命や子供たちの人権を守るという決意を持っているならば、知事あるいは教育長がむしろ先頭に立ってやるべきではないですか。さっきから他の団体がどうのこうのという話ばかりで、しかも沖縄県婦人連合

会、青年団体それから沖縄県老人クラブ連合会、沖縄県子ども会育成連絡協議会などといった団体がみんな声を上げているということは、政治的な問題ではありませんよ。子供たちの命や人権をどう守るかということに尽きるから、知事も先頭に立ってください、議会もやってくださいということを行っているのではないですか。それに、抗議をしたということも先ほどから繰り返していますが、そう受け取れないんですよ。遺憾の意を表明するというのと、県民を代表する知事として抗議をするというのは違うんじゃないですか。私は今行政の長として、やるべきことは先頭に立つことだと思いますよ。それについて考えをお聞かせください。

○上原昭知事公室長 先ほども述べましたが、知事は今回事件を受けて、すぐ我々に指示をして、11日は休みの日でしたが、米国もその日休日だったようで、そういう中で我々も抗議の意を含めて要請をしてきたと。知事もすぐ上京していろいろ要請する予定でしたが、日米両政府あるいは米軍の方から来た。そういう意味では迅速に強い憤りを相手に伝えたということは、知事は県民の先頭に立って思いを日米両政府や米軍に対して伝えたのではないかと考えております。そういう強い知事の対応が、なかなか一部理解できない部分があるというのは非常に残念ですが、やはり知事は先頭に立って今回取り組んだということはぜひ御理解いただきたいと思っております。

○新川秀清委員 例えば今度は県警察の対応も非常に早かったということも理解しています。そして知事が行政の長としてやったということもわかりますよ。しかし今、県民的な怒りが出てきている中で、大会を持って県民が決意を新たにしようじゃないかと言っているわけですよ。その中で知事が、これをやってきたからと言ってここで先頭に立てないという理由にはならないと思う。それは行政の長として当然のことですよ。ここで県民の総意としてやろうじゃないかということを受けて、知事がどういう態度に出るかが問われているんですよ。それが土曜日だろうが日曜日だろうが当然のことです。それだけで知事が先頭に立ったとは言えないのです。私はこれ以上は申し上げませんが、ぜひそういった思いを、またとか再びとかいう言葉もしらじらしくどうしようもなくなっていますよ。知事の責任はそういうものだろうと私は思います。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 知事公室長、確かに県議会も41市町村も全会一致で抗議決議をして意思表示をしているわけですが、今回の事件に関する抗議と、県民大会を開催することがイコールになっているのか。私もその辺ははかりかねる部分があって、そこはどう理解していますか。

○上原昭知事公室長 今おっしゃるとおりでして、41市町村議会が抗議決議をしたということは、今回の事件に対する県民挙げての怒りが表明されたものと思っております。それと同時に県民大会については、大会そのものがどうしても必要だという県民の総意の高まりが結集すれば、知事としてもその辺の判断が必要になってくると思いますが、やはりそういう意味では立場の違いを超えて、県民が全体として県民大会が必要だという声があるのか、先ほどから各界、各層の声を聞いてということでもありますので、その辺の推移を見守りながら判断したいということです。

○照屋守之委員 だからそういう説明をすればいいわけさ。41市町村も全体も含めて、それぞれの議会も意思を表明したという部分と、今回の県民大会と一緒に参加しようという、その辺の見きわめも必要だからと具体的に説明すれば、県民だって理解できるわけですよ。それで教育長、今回の陳情者の組織の中に、沖縄県PTA連合会が外れていますよね。それはどうとらえていますか。

○仲村守和教育長 それについては承知しておりません。

○照屋守之委員 恐らく入ってないんです。ですから私は被害者の家族の心情等も含めて、いろいろ知事も教育長も懸念されているというのも、非常に苦しい立場があるんじゃないかと思うんですね。その辺も我々県議会もどうしていくか対応が迫られると思うんですが。その辺も含めていろいろ考えてみましょう。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第25号に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○親川盛一委員長 再開いたします。

陳情の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて協議を行ったが、持ち帰り検討するとともに、次回の開催については委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○親川盛一委員長 再開いたします。

本陳情の取り扱いについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の委員会に付託された陳情の処理はすべて終了いたしました。

次回の開催は、各会派の検討状況を見て委員長から通知いたします。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 親川盛一